

○口頭により開示の請求をすることができる個人情報の指定について

平成17年11月10日

告示第51号

嘉手納町個人情報保護条例（平成14年嘉手納町条例第25号）第20条第1項の規定により、口頭により開示の請求をすることができる個人情報を次のように定め、平成17年11月1日以降に実施する試験から適用する。

口頭により開示の請求をすることができる個人情報

口頭により開示の請求をすることができる個人情報		期間	場所
試験の名称	開示する内容		
嘉手納町職員採用候補者試験	第1次試験の得点及び順位（第1次試験不合格者に限る。）	第1次試験合格発表日から1月間	総務課
嘉手納町職員採用候補者試験	第2次試験の得点及び順位（第2次試験不合格者に限る。）	第2次試験合格発表日から1月間	総務課

※ 口頭により開示の請求する際の注意事項

(1) 期間等：令和4年7月22日（金）から令和4年8月22日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時の間を除く。）

(3) 本人確認書類について（いずれか1つ）

受験票、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、その他写真付きで、公的機関が発行したもの。